平成２２年（フ）第２１１４５号
東京都江東区豊洲４丁目10―４―312
債務者　齋藤　芳夫
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２１３号
東京都足立区新田１丁目14―８―509
債務者　漆山由美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５８２号
東京都江戸川区東小岩４丁目21―10
債務者　吉田　静子（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６４５号
東京都台東区浅草３丁目４－９―509
債務者　矢畑由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０号
青森市小柳４丁目５番４号　県営住宅Ｌ―３－６
債務者　古川　芳嗣
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
青森市大字奥内字川合44番地
債務者　澤田　翔太
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５７号
東京都多摩市永山３丁目３番地23―504
債務者　林　　直之
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７５８号
東京都多摩市永山３丁目３番地23―504
債務者　林　　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
東京都八王子市緑町120番地３　１号棟206号
債務者　米倉熊太郎
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７６９０号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―713号
債務者　石川　佳廣
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２号
栃木県小山市大字間々田2449番地３　メゾンドゥルミエールＢ棟102号、従前の住所栃木県小山市大字間々田2454番地76
債務者　野沢みち子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３号
栃木県小山市大字横倉1309番地６
債務者　間中　君子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第７３６号
千葉県市川市南行徳３丁目21―13―306
債務者　溝口富士子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３７号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目２―20
債務者　緑川　恵美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０５号
東京都台東区清川２丁目34―２　ホテル塚本屋
債務者　五十嵐　久
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部